



商店街にぎわい促進事業の申請・活用について



具体的にどのような取組で補助が受けられるの？

令和5年度の集客力促進事業やソフト支援事業等で申請の多かった商店会の取組をご紹介します。



取組 (例)	申請経費 (例)
夏祭り、ハロウィンイベント、抽選会、スタンプラリー、はしご酒イベント、まちゼミ等のイベント実施、イベントで配布する景品の購入費	景品費、広告等製作費・広告料、委託費、保険料、物品購入費、人件費・謝金
商店会情報誌・マップ・フラッグ・のぼり旗・商店街看板など作成	広告等製作費、委託費
商店会オリジナルTシャツ作成	広告等製作費
公式ウェブサイト作成 (スマホ対応版) ※R6は商店会SNS (YouTube、Instagram、Facebook等) の作成・運営も申請可能!	広告等製作費、委託費
商店街の装飾品の購入 (クリスマスやハロウィンの飾り、商店街に植える花等)	物品購入費



R5補助金申請した商店会の感想が聞きたい!

ほんの一部ですが、商店会から以下のような感想をいただいています。



- ・ コロナで何年もイベントを実施できなかったが、補助金をきっかけにして再開できてよかった。
- ・ ウェブサイトが古かったが、店舗情報などの更新ができ、スマホでも見られるようになった。
- ・ 景品費も補助対象なので、ハロウィンで子どもたちに配布するお菓子の経費も申請できた。
- ・ 商店会のTシャツを作成し、スタッフがイベントやパトロールを実施する際に着用することで、商店会の一体感が生まれ、商店会のPRにもつながった。
- ・ 商店会のPR動画を作成し、さまざまなイベントやSNSなどで活用している。



うちの商店会、イベントは特に実施していないけれど、申請できる？

はい、申請いただけます。
チラシの印刷やオリジナルグッズの作成、商店街の装飾品の購入、
ウェブサイトや SNS 等の作成・運営、情報誌やマップの作成など
来街促進につながる取組が幅広く補助対象となります。



会員数が少なく、十分なお金をかけられないけれど…

心配ご無用です！
正会員数が 19 店舗以下の商店街については、
1 回の申請に限り、20 万円までの事業であれば、
商店街の実質負担なく実施することが可能です。(定額支援)
20 万円を超えた分は 1 / 2 の補助率となります。



イベントを実施するなら、どんなイベントがいいかな？

季節のイベント（夏祭り、ハロウィン、クリスマス、年末など）や
抽選会、スタンプラリー、はしご酒チケット販売など、
商店会によって様々なイベントが実施されています。
R5 商店街イベントの実例を一部ウェブサイトで紹介しています。
イベントに組み合わせて、商店会店舗で使える商品券を景品等にすることで、
さらに商店会の消費喚起となるような工夫もされています。



商店街の来街促進につながる取組の経費を幅広く補助する事業です。
まずは、お気軽に経済局商業振興課 (☎671-3488) へご相談ください!!